

総社市立認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第36号

総社市立認定こども園条例の一部を改正する条例

総社市立認定こども園条例（平成26年総社市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保育料等） 第6条 第4条第2号に規定する事業に係る保育料等は、次の各号に定めるところによる。 （1）教育時間相当利用児に係る保育料は、月額<u>9,000円</u>（給食費4,000円を含む。）とし、保育料の減免及び徴収猶予等については総社市幼稚園保育料条例（平成17年総社市条例第103号）の定めるところによる。<u>ただし、4月分（3歳児に限る。）及び8月分については、月額5,000円とする。</u> （2）略 2 略</p>	<p>（保育料等） 第6条 第4条第2号に規定する事業に係る保育料等は、次の各号に定めるところによる。 （1）教育時間相当利用児に係る保育料は、月額<u>9,500円</u>（給食費4,000円を含む。）とし、保育料の減免及び徴収猶予等については総社市幼稚園保育料条例（平成17年総社市条例第103号）の定めるところによる。 （2）略 2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年度の保育料から適用する。